

【（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業】

グループホーム里の家

重要事項説明書

有限会社さくらコーポレーション

電 話 (0865) 64-1755

FAX (0865) 64-1755

1. 事業所・運営法人の概要

「グループホーム里の家」の運営は、有限会社さくらコーポレーションが行っています。

(1) 事業所の概要

事業所名	グループホーム里の家 保険事業者指定番号 3372700686 開設年月日 平成17年10月1日
所在地	岡山県浅口郡里庄町大字里見8004番地2 TEL 0865-64-1755
管理者	江本 洋子
敷地・建物概要 (権利関係)	使用貸借借地権 敷地面積：921.58㎡ 木造平屋建 延床面積：239.16㎡ (定員9名)
交通の便	山陽自動車道鴨方ICより車で10分 JR里庄駅・鴨方駅よりタクシーで5分 里見バス停より徒歩で20分
居室の概要	全室個室 ナースコール、エアコン、換気扇設置
共用施設の概要	台所：対面式システムキッチン 便所：シャワートイレ 浴室：高齢者配慮浴槽、リフト浴 リビング：エアコン設置 (ピアノ・テレビ) 共通路：手摺 フェンス・駐車場・カーゲート 縁台 菜園(畑)
ホームの目的	日常生活が1人では困難で、介護が必要な認知症の高齢者の方が認知症を和らげる住環境のなかで、なじみの専門職員による入浴・排泄・食事などの24時間介護サービスを受けながら共同生活を営むことで認知症の緩和を促し、その方がその方らしく堂々と安心して暮らせる場づくりを目的としています。

ホームの運営方針	<p>少人数で家庭的ななじみの環境の中で、利用者ひとりひとりの個性を尊重しながら、料理、洗濯、あるいは買い物や畑作りをしたり、地域の方々と触れ合ったり、普通の生活をしていただきます。音楽や園芸やペットを通して認知症を和らげるなかで、それぞれの方の残存能力を引出しながら、暮らしの場でその方々の記憶が蘇るような良質なケアのできるグループホームをめざしています。</p>
----------	---

■法人本部

法人名	有限会社さくらコーポレーション
所在地	岡山県浅口郡里庄町大字里見8004番地2
法人代表者	代表取締役 江本 洋子
電話番号	0865-64-1755
法人の理念	主に介護福祉事業及び研究、調査、講習研修等の普及活動を行うことをもって、社会全体の利益増進に寄与すること。

2. 入居の条件について

入居の条件は以下の3つです。

- ① 要支援2、要介護1～5までの方で、認知症と医師より診断された方。
- ② 自傷他害の恐れがなく、共同生活を営むことができる方。
- ③ 日常的に医療的管理が必要でない方。

3. 入居費用について

(1) 入居一時金について

入居の際、敷金が必要となります。敷金の金額と敷き引き方法は以下のとおりです。

敷金	50,000円
----	---------

(2) 敷き引きの方法

◎1年未満での退去は、25,000円は、敷き引きとなります。

◎1年以上での退去は、50,000円は、敷き引きとなります。

*室内クリーニングや修理が必要な場合もその修繕費等は、不要です。

(但し、自然消耗以外の破損等に関しましては、別途費用が必要となる場合があります。)

(3) 毎月の利用料について

「グループホーム里の家」では、以下の利用料金が毎月かかります。

住居費	月額 42,000円 *① (生活保護の方は別途対応)			
管理費	月額 25,000円 *②			
食事材料費	1,550円/1日あたり *③			
介護保険 1割負担金 (2割負担金) *④	介護度	1日あたり	医療連携体制加算	1ヶ月(30日間として)
	要支援2	761円 (1,522円)		22,830円 (45,660円)
	要介護1	765円 (1,530円)	37円 (74円)	24,060円 (48,120円)
	要介護2	801円 (1,602円)	37円 (74円)	25,140円 (50,280円)
	要介護3	824円 (1,648円)	37円 (74円)	25,830円 (51,660円)
	要介護4	841円 (1,682円)	37円 (74円)	26,340円 (52,680円)
	要介護5	859円 (1,718円)	37円 (74円)	26,880円 (53,760円)

※ () は2割負担の場合

<備考>

2項 前項の利用料については、利用者が生活保護受給者の場合、住居費は生活保護法による保護の基準の上限額となります。

○初期加算 入居から30日間については、1日あたり30円(60円)

○医療連携体制加算(I)ハ 1日当たり37円(74円)

当事業所は訪問看護リハビリステーションほか浅口と契約を結び、日常の健康管理や24時間連絡可能な体制および医療との連携体制を取っています。

○協力医療機関連携加算 100単位(200単位)/月

○若年性認知症利用者受け入れ加算(認知症と診断された65歳未満の方) 1日当たり120円(240円)

○看取り介護加算(要介護の方のみ)

死亡日以前31日以上45日以下 1日あたり72円(144円)

死亡日以前4日以上30日以下 1日あたり144円(288円)

死亡日の前日及び前々日 1日あたり680円(1360円)

死亡日 1日につき1280円(2560円)

○介護職員処遇改善加算(I) 1ヶ月あたり加算率18.6%

○介護職員処遇改善加算(II) 1ヶ月あたり加算率17.8%

※所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数

○退居時相談援助加算 400円(800円)/1回限り

○退居時情報援助加算 400円(800円)/1回限り

○入院時費用(月6日限度) 1日あたり246円(492円)

○生活機能向上連携加算(I) 1ヶ月あたり100円(200円)

(II) 1ヶ月あたり200円(400円)

- 口腔衛生管理体制加算 1ヶ月あたり30円(60円)
- 口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度) 1回あたり20円(40円)
- 栄養管理体制加算 1ヶ月あたり30円
- 科学的介護推進体制加算 1ヶ月あたり40円
- 新型コロナウイルス感染症への対応 1ヶ月あたり加算率0.1%
- 身体拘束廃止未実施減算(I)
 - 要支援2 1日あたり-76円(-152円)
 - 要介護1 1日あたり-76円(-152円)
 - 要介護2 1日あたり-80円(-160円)
 - 要介護3 1日あたり-82円(-164円)
 - 要介護4 1日あたり-84円(-168円)
 - 要介護5 1日あたり-86円(-172円)
- サービス提供体制強化加算(I) 1日あたり22円(44円)
 - (II) 1日あたり18円(36円)
 - (III) 1日あたり6円(12円)
- 認知症専門ケア加算(I) 1日あたり3円(6円)
 - (II) 1日あたり4円(8円)
- 認知症チームケア推進加算(I) 150単位(300単位) / 月
- 認知症チームケア推進加算(II) 120単位(240単位) / 月
- 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10単位(20単位) / 月
- 高齢者施設等感染対策向上加算(II) 5単位(10単位) / 月
- 生産性向上推進体制加算(I) 100単位(200単位) / 月
- 生産性向上推進体制加算(II) 10単位(20単位) / 月
- 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の-1%
- 業務継続計画未実施減算 所定単位数の-3%

但し、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

■上記の表にある「*」について

- * ①の住居費・*②の管理費については、短期入院や外泊等の際も、その利用料金は必要となります。
- * 月の途中に入居された時の住居費・管理費は日割り計算、月の途中で退去された時の住居費については、12日以上居住された時は全額負担とし、12日未満の時は半額負担とします。
- * 退去月の管理費については、日割り計算で精算いたします。
- * ③の食事材料費については、喫食された場合、朝食400円、昼食500円、おやつ150円、夕食500円、それぞれ実費の請求となります。
- * ②管理費に含まれるものは、水道光熱費、空調使用料、ホームの保守などの維持管理費です。
- * ベッド・引出し付洋服ダンスなどは、家賃に含まれています。
- * 体験入居の住居費・管理費については、日割り計算となります。食事材料費は、それぞれ実費の請求となります。
- * 一定以上所得のある方は、介護保険の負担割合に応じて変わります。

●加算料金

- 個人電器器具使用料・・・テレビ、電気毛布等使用の場合1種1日50円(1ヶ月当たり)
- 理容代・美容代・・・実費
- おしめ代・・・・・・・・実費(持込み可)

4. 入居時、退去時の費用の取扱方法について

(1) 入居時の費用の取扱いについて

入居が決定した場合、原則として入居日に以下の支払いが必要となります。

敷金 50,000円

入居月の住居費・管理費・食事材料費の日割分は翌々月の3日に原則引き落としさせていただきます。

(2) 体験入居の取り扱いについて

体験入居は、1週間を限度に利用することが出来ます。

(3) 退去時の費用の取り扱いについて

退去届の受付日を基準に、後日過不足を精算いたします。

5. 費用の支払い方法

中国銀行の口座から引き落としをお願いしています。(他行を希望の場合は相談可能)

利用契約日にその手続きを行う為、利用開始からしばらくは、法人指定口座に振込または現金支払いをお願いいたします。

6. 生活介護の内容

食事・排泄・入浴(清拭)・着替え介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等を行います。

7. 入居に必要な備品等について

(1) 事業者側で用意している備品

個室内のエアコン、照明、カーテン、引出し付洋服ダンス、ベッド、加湿器

(2) 利用者側(家族)でご用意頂く物

① 個室内で使用する家電製品(テレビ、電気毛布等)

② 衣類、靴(室内用、室外用)

③ 化粧品等、ひげそり(男性)

④ 必要に応じて、長年使い慣れた品々、思い出の品々(写真、仏壇等)

* なるべく利用者の使い慣れた物をお持ち下さい。

* 持ち物にはすべてお名前の記入をお願いいたします。

8. 家族の面会・外泊等について

(1) 面会について

時間の制限や制約はありません。来訪時、面会簿にご記入ください。但し、早朝や夜の遅い時間帯は、外部からの侵入等安全管理の為、施錠しますので、電話等の連絡をお願いいたします。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得て下さい。

(2) 外出・外泊について

自由です。所定の届け出用紙に記入してください。食事の都合上、できるだけ前もってご連絡をお願いします。当日のキャンセルは食事代を頂く場合があります。

(3) その他

危険物として判断される物は、持ち込みできません。

事業所内で、他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

9. お小遣い等について

希望があれば、同意を得て預かることができます。

10. 協力医療機関について

医療機関名	所在地	主な診療科目
ナガヒロ医院	浅口市鴨方町鴨方1837-1 0865-44-5665	内科
上田内科クリニック	浅口市鴨方町大字鴨方1081-1 0865-44-3147	内科
さだかね歯科医院	浅口郡里庄町大字里見9283-6 0865-64-6187	歯科

上記医療機関は、利用者の病状の急変があった場合や必要な場合に、当事業所に適切な指示や助言を行います。訪問診療以外の受診については、ご家族のご協力をお願いしています。

●協力施設

介護老人保健施設（いるか家リハビリテーションセンター）

介護老人福祉施設（瀬戸内荘） 介護療養型老人保健施設（八紘会）他

1 1. 秘密の保持

当事業所の職員は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を守ります。また退去した場合においても、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持するため、採用時、職員にこれらの秘密を保持する旨を記載した誓約書に記名捺印することを義務づけています。

1 2. 個人情報の取り扱い

利用者及びその家族の個人情報の取り扱いは十分に注意し、流失することがないように保管・管理には充分注意します。ただし、以下の内容については利用者および家族の同意を得た上で情報の提供を行う場合があります。

- (1) 利用者が急病や病状の悪化、事故等により入院治療が必要になった場合の入院先医療機関への利用者及びその家族に関する個人情報の提供
- (2) 他のサービス利用や退去時等にかかる他施設、他事業所、医療機関等への利用者及びその家族に関する個人情報の提供
- (3) サービス担当者会議や外部評価等、利用者の生活の質を担保し、向上を図る上で必要な利用者及びその家族に関する個人情報の提供

1 3. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策

定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 緊急時等の対応

病状の急変及び怪我、窒息、意識不明、急な発熱などの急変時の場合には、速やかに適切な対応を講じ提携医に連絡、その指示に従い、ご家族等に連絡します。又行方不明になった場合は速やかに、最寄の派出所、玉島警察署（SOSネットワーク）、あさくち認知症行方不明ネットワークに連絡、捜索依頼をすると同時にご家族等にも報告し、職員が緊急連絡網で出勤、捜索を行います。

1 6. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、認知症対応型共同生活の提供により事故が発生した場合には速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴い、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。
- (4) 事業所は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しています。前項規程の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又はご家族の方に当該保険の調査等の手続にご協力頂く場合があります。
- (5) 契約者は、自己の責に帰すべき事由により事業所に損害を与えた場合、その損害については賠償する責任を負います。

1 7. 非常災害時の対応

消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するマニュアルに基づき、また防火職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。利用者を含めた避難訓練を年2回以上（うち1回は夜間想定）、非常災害用設備の使用方法的徹底を行います。

消火設備として消火器、自動火災通報装置、火災通報装置、誘導灯を設置しています。半年に1回点検にこられます。スプリンクラーは設置しています。カーテン等は防災のものを使用しています。漏電については4年毎に点検しています。またブレーカーに漏電の自動装置がついています。

1 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 9. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止するこ

とができない場合に限りです。

- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

20. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、概ね2月に1回以上開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

21. サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

22. 退去について

入居後、長期的な入院等で退去して頂く場合があります。

（*一ヶ月以上の入院が見込まれる場合）

利用者等の状態を踏まえ、生活するにふさわしい場所を見つけていければと考えています。

入居の条件を1つでも満たさなくなった場合、退去していただきます。

23. 家族報告について

利用者が入居された後、「グループホーム里の家」と家族との関係をより密にするためにも、以下の事を実施します。

定期的な報告（手紙・里の家便り・メール・電話等）

定期的に運営推進会議を開催

24. お願い

入居される前、または当日に以下の書類等をご用意下さい。

- ① 後期高齢者医療被保険者証
- ② 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証
- ③ 主治医（かかりつけ医）の認知症であることが確認できる診断書
- ④ 印鑑
- ⑤ 入居時諸費用

25. 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、介護サービス情報公表システムにおいて公開しています。

26. 苦情相談機関

苦情相談窓口	当事業所 グループホーム里の家 TEL 0865-64-1755 担当者氏名: 管理者 江本 洋子
--------	---

外部苦情申立機関 (所在地) (連絡先電話番号)	機関名:岡山県国民健康保険団体連合会 岡山市桑田町17-5 TEL 086-223-9101 FAX 086-223-9109 里庄町健康福祉課 浅口郡里庄町大字里見1107-2 TEL 0865-64-7211 笠岡市長寿支援課 笠岡市中央町1番地1 TEL 0865-69-2139 浅口市高齢者支援課 浅口市鴨方町六条院中3050 TEL 0865-44-7113
--------------------------------	--

27. 損害賠償について

利用者が入居された後、万が一の事故発生に備えて下記の保険に加入しています。

損害賠償責任保険加入先	介護保険・社会福祉事業者総合保険 (あいおいニッセイ同和損保)
-------------	------------------------------------

28. 職員体制（主たる職員）

管理者	常勤（兼務）	1名		
計画作成担当者	常勤（兼務）	1名		
介護職員	常勤	3名		
介護職員	非常勤	12名		

常勤換算後の人員 6人以上

保有資格 介護福祉士5名

研修受講状況（令和6年4月1日時点）

実践者研修3名・管理者研修2名・計画作成担当者研修3名・開設者研修1名

29. 勤務体制

日中の活動時間 5:00から22:00（3名以上配置）

夜間・深夜の時間 22:00から5:00（1名配置）

※ご利用者の状態や行事等に合わせて、適時必要な職員配置を行います。

平成26年 1月24日	改定（損害保険賠償保険加入先）
平成26年 4月 1日	消費税8%への引き上げによる介護報酬改定
平成27年 4月 1日	介護報酬改定による改定
平成27年 6月25日	介護保険負担金の変更
平成27年10月28日	苦情窓口の連絡先追加
平成27年12月 5日	料金表の一部訂正・持参物（介護保険負担割合証）の追加

平成27年12月31日	要支援2の医療連携体制加算を除外
平成28年10月1日	事故発生時対応 条文
平成29年4月1日	処遇改善加算Iの料率が11.1%に変更
令和2年10月1日	消費税に伴う改定
令和2年4月1日	食費の改定 介護職員等特定処遇改善加算II 2.3%
令和3年4月1日	介護報酬改定による改定
令和4年10月1日	介護職員等ベースアップ等支援加算 2.3%
令和5年9月1日	運営規程の変更に伴い改定

年 月 日

事業所 グループホーム里の家
住所 岡山県浅口郡里庄町大字里見8004番地2

説明者

私は、本書面に基づいて重要事項の内容を確認しました。

利用者

住所

氏名

印

利用者代理人

住所

電話番号

氏名

印

身元引受人

住所

電話番号

氏名

印